

碧南市公告第67号

災害防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める土地の区域について  
碧南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成27年条例第39号。以下「条例」という。）第2条第1号アに規定する災害防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める土地の区域について次のとおり定める。

令和4年4月1日

碧南市長 禰 宜 田 政 信

災害防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める土地の区域

条例第2条第1号アに規定する災害防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める土地の区域は、次のいずれかに該当する区域とする。

- 1 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9各号に掲げる区域のうち、その指定が解除されることが決定していること若しくは短期間のうちに解除されることが確実と見込まれること又はこれらと同等以上の安全性が確保されると認められること。
- 2 令第29条の9第4号に掲げる区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域として指定されている区域を除く。）を含む場合で、土砂災害が発生した場合に同法第8条第1項の規定により碧南市地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能であること若しくは土砂災害を防止し、若しくは軽減するための施設の整備等の防災対策が実施されたこと又はこれらと同等以上の安全性が確保されると認められること。
- 3 令第29条の9第6号に掲げる区域を含む場合で、洪水、津波、高潮等が発生した場合に想定される浸水の深さ（以下「想定浸水深」という。）が3メートル未満の区域若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項の規定により碧南市地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能であること若しくは建築物の居室等の高床化、敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室等を設けること又はこれらと同等以上の安全性が確保されると認められること。